

食料・農業・農村政策審議会第16回施策部会議事録

日時：平成17年11月18日（金）10：00～12：15

場所：三田共用会議所第四特別会議室

○上原部会長　おはようございます。

ただいまから食料・農業・農村政策審議会第16回施策部会を開催いたします。

きょうの審議事項は、「平成18年度食料・農業・農村施策」の構成（案）、そのほかについてでございます。よろしく申し上げます。

本日は、八木会長、里吉委員、それから森野委員が所用によりご欠席でございます。それから伊藤委員が15分ぐらい遅れてくる予定でございます。

さらに、前回所用により残念ながら欠席され、今回新しくご参加いただく方をご紹介申し上げます。

大木委員でございます。大木委員よろしく申し上げます。それから、マクドナルド専門委員でございます。どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

それで本日の施策部会は公開されておまして、一般公開により傍聴の方もお見えになっております。

なお、資料、議事録等については、すべて公開いたしますので、その旨ご確認いただきたいと思っております。

本日は、ご多忙のところ、金子大臣政務官にご出席をいただいておりますので、まずごあいさつをお願いします。

○金子政務官　皆さんおはようございます。

ただいまご紹介にあずかりました、このたび農林水産大臣政務官を拝命いたしました金子恭之でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

食料・農業・農村政策審議会第16回の施策部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変ご多用の中、ご参集をいただきまして、心より御礼を申し上げます。

我が国の農業は、従事者の減少や高齢化、またグローバル化の進展など大きな転換期にあり、これらの変化に的確に対応すべく、思い切った改革が必要でございます。

このため、政府といたしまして、新たな基本計画に基づき、新たな施策の具体化や創意工夫に満ちた攻めの取り組みへの支援など、スピード感を持った農政改革の取り組みを積極的に推進しております。

中でも、最重要課題でございます経営所得安定対策につきましては、対象者の具体的な要件や仕組み、地域振興政策としての農地、水、環境の保全向上対策等を、先般、大綱として決定したところでございます。

この戦後農政の大転換とも言えます、広範囲かつ大規模な政策改革の推進によりまして、農業の構造改革を加速化し、国際競争力の強化を図って参る考えでございます。

さて、この施策部会におきましては、昨今の食料・農業及び農村の動向を考慮し、国が毎年講じよういたします食料・農業・農村施策について、ご議論いただくことになっております。

この食料・農業・農村施策は、基本法の理念を具体化する施策を基本計画に沿って展開し、農政改革を実現する上で非常に重要な役割を担うものでございます。上原部会長をはじめ委員の皆様方には、幅広い観点から活発にご議論をいただきまして、忌憚のないご意見を賜りますよう心からお願い申し上げまして、私の挨拶といたします。

ありがとうございます。

○上原部会長　　どうもありがとうございました。

金子政務官におかれましては、これから公務がありますので、ここで退席します。

それでは、早速審議に入りたいと思いますが、初めに、施策についてご検討いただく際の参考としまして、まず農林水産省から、参考資料1「食料・農業・農村をめぐる情勢と課題」についてご説明いただきます。

この説明の後、資料の「平成18年度食料・農業・農村施策」の構成（案）と、それから参考資料2にあります「主な食料・農業・農村施策（案）」、この（施策のポイント）とありますが、それについて、農林水産省関連の部分についてご説明いただきます。その上で、関係各府省から順次、施策のポイントを説明していただきたいと思っております。

なお、時間の制約がありますので、ご説明の時にはなるべく効率的にお話ししていただきたいと思っております。

それでは、まず情報課長からお願いします。

○斎藤情報課長　　官房情報課長の斎藤です。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

まず、お手元の資料でございますけれども、議事次第がございまして、名簿、配付資料一覧とございます。その次が資料で、参考資料が1、2、3が動向編の考え方、あと関係資料が4-1、4-2、5とございます。よろしく願いいたします。

それでは、参考資料1の方から説明をいたします。

まず、参考資料1、「食料・農業・農村をめぐる情勢と課題」でございます。

前回ご説明しましたとおり、基本フレームということで、食料・農業・農村基本法に掲げる基本理念の具体化である基本計画、この基本的な枠組みを活用するということを前回お話ししました。

17年度白書は、基本計画に基づく農政改革の初年度でございます。農政の枠組みの抜本的改革である経営所得安定対策等大綱が今般、決定される一方で、農業交渉等は大詰めの段階にあります。そういうことも踏まえまして、主要諸施策の各課題の取り組み、その加速化の必要性、これをできるだけ生き生きとした現場の事例等を紹介しつつ、描き出すというようなことを考えております。

同時に、今回の基本計画には、工程管理が示されておりますので、これに対応した分析を実施することとしております。

各委員からも、できるだけ読み物としても整合性を持ったおもしろいといえますか、有意義なものにするようにという意見がございましたので、フレームとしては、基本計画に沿ったフレームとしつつも、事例等をできるだけ交えて生き生きと、読み物としても耐え得るようなものにしていきたいと思っております。

まず、1ページでございます。

大きなIで、「望ましい食生活の実現と食料の安定供給システムの確立」。

全体は3つに分かれておりますが、I章は、「望ましい食生活の実現と食料の安定供給システムの確立」。II章は、「地域の農業構造改革」の話です。III章が「農村の地域資源の保全・活用と活力ある農村の創造」です。

時間が限られておりますので、ポイントのみをご説明していきます。「1 食の安全、消費者の信頼確保の取組」。これは特に北里大学の陽先生から農政の大きなテーマとして食、農業、医療、健康の関係をきちっと記述するようにとのご指摘もございますので、この中で書いていきたいと思っております。

今回の本体は要約的なものでございますので、これだけを見ると、面白くないところもあろうかと思いますが、今後、ここをどのように書いていくのかということを中心に意見

をいただければというふうに考えております。

1つ目の括弧がございます。「食の安全への関心の高まり」ですが、BSE問題を初め高原病性鳥インフルエンザ、世界的な問題であり、国民的な喫緊の課題でもございますので、ここから始めて、食の安全に関する国民の課題を記述していくということでございます。

2つ目に、安全行政の話がございます。ご案内のように、今日もご出席いただいております内閣府食品安全委員会等と連携して対応している問題でございます。ここでもリスク分析の考え方について、改めてリスク管理を行う農水省、厚労省の連携、食品安全行政に関する総合的な施策の話をここで記述していきます。

その次の括弧でございますけれども、農場から食卓までのリスク管理の徹底。

今年は特に、食は命を支える源ということで、リスクを下げるに当たっての「リスク管理標準手順」、これを農水省は厚労省と連携してつくらせていただいておりますので、その辺の観点も含めて記述していくということでございます。あと、リスクコミュニケーション、トレーサビリティ。トレーサビリティについては、昨年来、強調しておりますけれども、特に牛肉等を初め、我が国のトレーサの技術というのはフロントランナーといえますか、世界的にも高い水準になってきておりますので、そういうことも含めて、あるいは問題、特に業界の導入に当たってのコスト負担の問題等も含めて記述していくということでございます。

あと、ますます表示の適正化の推進が重要になっておりますので、食品表示の取組を記述しています。

3ページでございます。

ここでは法令遵守、いわゆるコンプライアンスと横文字で言いますけれども、自主的な行動基準、社会モラルの話で、マスコミ等にでも取り上げられますので、各企業それぞれが行動基準をつくっておりますが、そのあたりの新しい動向というものを記述していきます。

次が「消費者と生産者の顔の見える関係づくり」。その下が「BSE、高病原性鳥インフルエンザ問題への取組」、これはやはり1つ項目を入れて、BSE問題の現在の対応あるいはインフルエンザ問題への対応をきちっと記述していきます。

2ページを振り返っていただきまして、右の表でございます。一番下の表でございますけれども、一番下の表で、表示実施率が書いてございますけれども、15年、16年だけでも

その実施率が高まっているということでございます。これは左が名称、右が原産地表示で
ございます。

次のページの4ページでございます。

4ページの右上の表だけ説明しますが、消費者が食品メーカーの選択時に重視す
ることということで、上にありますように商品に問題があったら、すぐ公表するなどの対
応が進み、最大限オープンにする体制が確立してきているという状況でございます。

次のページ、5ページでございます。

小項目の「2 食生活の現状と食料自給率」の問題でございます。ここでは特に食生活
の現状と食育についての記述です。

最初の括弧で、最近の動向とで全体の経済の低迷の中で食の消費も若干下がってきてお
りますけれども、調理食品等増加という新しい動きを記述します。

その次が、少子高齢化が食料消費へ与える影響ということで、ここでの分析は、少子高
齢化が食料消費に与える影響の3行目に書いてございますけれども、世帯主全体の各階層、
全部消費は下がっているのですが、55歳以上では上昇しているということで、非常に高付
加価値のものを買われるシニア世代の姿が浮き彫りになっています。

その次を飛ばしまして、真ん中の方ですけれども、前回も団塊世代には注目する必要が
あるということを各委員の先生方おっしゃいましたけれども、特に里吉委員のご指摘を踏
まえて、このあたりの分析をしていきたいと思えます。

少子高齢化の発展に伴い、食料消費に与える高齢化世代の影響を見ていきたい。

右の表を見ていただきますと、真ん中の表でございます。食料消費における世帯主の階
層別ということです。

昭和59年と比べてございますけれども、59年を見ていただければ、ちょうど55歳以上を
見ていただければ、55歳以上の食の比率というのはかなり低いものがございましたけれど
も、全体消費に占める比率が16年を見ていただければ、ほとんど真ん中ぐらいまでになる
など非常に大きな変化が表れてきております。

左側に戻りまして、食生活の現状ということで、色々な問題がございます。

右の表でも見ていただけますように、30代から60代男性の3割は肥満ということで、逆
に20代の女性の2割が低体重ということです。脂質の摂取量が右にございますけれども、
いびつでございまして、20代男性とか、あるいは女性で適正比率を大きく超えているとい
う問題がございます。あと朝食の欠食の問題とか、食生活のさまざまな問題、ここをきち

っと分析していきたいと考えています。

7ページでございます。

食事の意識でございますが、右の表にございますように、食事の重要性というのはきちっと認識される。特に女性の方は、食事の重要性というのは認識度が非常に高いということでございます。ただ健康等の問題で色々問題ありまして、陽先生からご指摘の、特に医との関係というものをここの健康医療で食生活、生活習慣病との密接な関係などに着目して記述していきます。

右の表は、糖尿病の患者数でございますけれども、急速に増えております。もちろん食だけではございませんけれども、あらゆる指標が食との関連というものを示唆しておりますので、生活習慣病と食、どこまで接近できるか難しい問題がございますけれども、アプローチしていきたいと思えます。

医療費が急速に増加していますけれども、逆に生活習慣病が予防できれば、そこを減らすことができるということで、ここのところの分析を試みてみたいというふうに考えています。

あと、食育の推進でございます。食育の基本法ができましたので、これに基づいた対応ということで、後で施策編の方でこれについては説明します。

9ページでございます。

これも右に絵がございますけれども、「食事バランスガイド」を厚労省等と作成しましたので、これの普及の関係について説明を入れていきたいと思えます。

あと、地産地消の推進ですが、地域における地域のものは地域でということで、消費者、生産者の顔が見える話ができる関係づくりというものに力を入れる。色々なバラエティーある取組が全国各地で行われてきておりますので、具体的な活動を含めてご紹介していきたいと思えます。

特に、文科省等との連携をさせていただいて、学校給食とか色々な形での地産地消も進んできている現状について記述します。

その下が地産地消の推進ということで、具体的な事例等ご紹介していきたいと思えます。次のページ、11ページが「食料産業の動向」でございます。

ここでいう食料産業というのは、よく食品産業という言葉を使いますが、食品メーカーであるとか流通、外食を入れて、それに農業も入れて、すべて包括して食料産業という言葉を使い始めておりますけれども、その食料産業が現在GDPで1割になっている、

右の表でございます。

現在の1億3,000万人の国民の皆さんが消費される支出は右の方にございますけれども、80兆円でございます。昭和60年は60兆円ございました。それが伸びているのですが、見ておわかりのように、この2つ比べてみますと、生鮮食品は余り伸びておりません。それに対して加工と外食が急増しているという状況でございます。

対応して、その供給流通ルートが書いてございますけれども、国内生産は12兆。輸入を入れても合わせて15兆。15兆が色々な加工流通を通じて80兆になると。よくここで、非常に流通業界とか色々なメーカー、外食の取り分が多いのではないかという議論がございますけれども、必ずしもそういうことではなくて、各社非常に厳しい競争をしている状況でございますので、そういう中であってフードシステム全体の流通合理化、高度化というのは課題であるということでございます。

あと、真ん中が流通動向、絵としては食料品の帰属割合がございまして、次第にその流通部門の取り分が付加価値分が多くなっているということでございます。

一番下の絵が小売業の販売ということで、1平方メートル当たりの年間販売額が書いてございます。基本的に土地生産性で言えば、効率性が高いのはコンビニということがございます。コンビニの増加というものが次第に顕著になってきているということがございます。ただ、これは家計分析等をしますと、やはり利用されているのは単身世代、独身の方が非常に多いんですけれども、だんだん広がってきているという状況でございます。

13ページでございます。

ここから「外食・中食、食品産業」です。特に、そう菜、おにぎり、弁当等の中食産業の伸びが増えていますが、右の表でもそういうことを示しております。

製造業関係では冷凍素材等ですけども、14ページの一番上の右の表でございましてけれども、海外進出が増えている。国内での原料調達との関係で、海外を志向されるメーカーもあるということでございます。

次が資材でございます。欧米に比べて、割高の肥料、農薬、飼料問題というのが従来から言われておりますが、このコスト削減が課題です。

フードシステムの改革が一番下にございます。先ほども少し15兆円と80兆円の関係で言いましたけれども、やはりこの問題、農業については右の表にございますけれども、生産資材コストの低減をはじめ農協改革。市場についても、我が国の場合、特異、ユニークに市場流通が大宗を占めていますけれども、個々のコスト削減、特に市場法改正で商物分離が

導入されましたので、この徹底が課題になっております。

右の食品産業ですけれども、最近、市場をバイパスにして連携するとか、あるいは市場を商流だけ通して物流はもうダイレクトに持ってくると、色々なチャレンジが行われております。あるいは顔の見える流通。いずれにせよフードシステムの改革が求められている現状です。

フードシステム、あるいはフードチェーンという方もおられますけれども、このところは、今回の白書の非常に重要なポイントの一つとなってくると思います。

15ページ、「農産物輸入の動向」でございます。

ご案内のように我が国は農産物最大輸入国ということで、輸出と輸入を差し引いた純輸入を右上の表で示しております。日本はずば抜けてトップで、あと、ロシア、韓国、中国、サウジアラビア、こう続くわけです。逆に純輸出ということで見ると、一番下でございますけれども、ブラジル、アルゼンチン、オーストラリア、アメリカ、タイという形になっております。

輸入の地域的な特色としましては、アジアは単価が高いといえますか、付加価値の高い加工食品中心。北米等は穀類中心でございますので、大ロットで比較的単価が安くなっています。

あと、品目別の輸入先国ですが、我が国の場合、特定国への依存が高く、特に輸入額の多い上位5カ国で全体の6割を占めています。そういうことでは、結果として食の安全は輸入禁止とか為替の変動といった影響を大きく受けやすいということにもなりかねませんので、輸入先国の多角化という課題等について記述していきます。

17ページは、重要な「食料自給率問題」でございます。

16年度の食料自給率、ご案内のように供給熱量ベースでございますけれども、7年連続で横ばいの40%ということでございます。

内外の色々なBSEとかインフルエンザの影響で、牛肉とか食肉の減少であるとか、生産面では一方で異常気象ということもございまして、色々な大きな変動要因はございます。そういう中で、現在のところ40%の水準となっております。2つ目がその低下要因です。

右下の表でございますけれども、ご批判等あれば改良していきたいと思っております。

縦軸、いわゆるY軸が国産熱量の増加とか減少で、横軸、X軸が全体の供給熱量です。概念的には、縦軸がいずれかということと自給率の分子のようなもので、横軸が分母のようなものだと思っていただければ結構です。一番大きな楕円形が一番変化が大きかった昭和40

年から60年の20年間の変化でございますけれども、左下の減少のところ、米が黒い丸でございます。やはり米を含めてこういうものの大きな減少が下に引き下げる要因となっています。これに対して、右上にバツが書いてありますけれども、これは当時魚油とか油ですけれども、そういうものの消費があつて、こういう形になっています。

そういう当時の色々な特殊要因がプラスとマイナスが働かまして、全体としては落ちてきたということです。60年から10年がその真ん中の楕円でございますけれども、ここで総崩れといいますか、全体が下がってきたというようなことでございます。下に下がる要因も少しは弱くなったんですけれども、上に上がる要因もなく、全体としては下がってきた。最後の一番左上にあります楕円が最近の動向ということで、お米をはじめ、全体で下げる力は少し弱くなっているんですけれども、上に上げる力は、小麦とかそういうものが上げているんですけれども、全体としては、バランスをぎりぎりのところでとっているという状況で、非常に厳しい状況が未だに続いているという状況を示しております。

次のページ、19ページ、自給率の話をもさらに続けまして、特に、2つ目の4行目に書いてございますけれども、世界の食料需給は中国、アジア等の経済的台頭とか、地球温暖化、水資源の制約ということで、中長期的にひっ迫するということです。これは前々から言われておりますけれども、ますますそれが現実味を帯びてきております。中国の動向を見ましても、あるいはハリケーン等の地球の異常気象といひましても、現実味を帯びてきている、そういう現状を記述していくということでございます。

19ページの下の方に取組ということで、この4月から食料自給率向上協議会が開催されて、多面的な活動が行われているということでございます。20ページでございますけれども、食育の真ん中の表ですね。食育あるいは地産地消、国産の消費拡大、もう色々な観点で、色々な団体がチャレンジをしています。

各地に統計・情報センターがございますけれども、ここから色々な情報が私どもに入りますけれども、色々な地域で色々な活動が行われています。

色々な事例がありますけれども、右下に、例えばこれは島根県の事例ですけれども、地産地消に取り組んでおりまして、地域の自給率というのを独自に計算されまして、現在は50%。それを10年後には70%に引き上げるということで、地元の農産物のブランド化であるとか、学校給食へ食材の提供であるとか、地元市場を活性化するとか、そういうプロジェクトを進められております。こうした事例を紹介しています。

21ページから、「世界の農産物貿易関係」でございます。

農産物の国際需給については、やはり全体として期末在庫は低水準にあります。右の上の表はよく使う表でございますけれども、収穫面積が全然増えない中で人口が増えている。これを単収が補っているということで、全体としての一番上、生産量は一応上昇していますが、この単収自体が技術改革の限界にもあり、そろそろ頭打ちになっているということです。そういう中で左側に戻っていただきますと、社会的な不安定要素あるいは自然の地球環境上の不安定要素が複合してきているということを書いてみたいと思います。

一番下は、中国とインド、今後の世界の需給に大きな影響を与える2つの国を取り上げて分析を深めていきたいというふうに考えております。

22ページの左下の中国を見ていただければ、消費量は一貫して伸びていますが、生産量がなかなか伸びないということで、ここにギャップが生じて輸入になっているということです。

23ページでございます。「農産物交渉」でございます。

現在、WTO交渉ということで、これは2001年11月立ち上げられた新ラウンドでございますけれども、昨年7月に交渉の枠組み合意が成立。現在、各国共通の具体的なルールづくり、交渉が進められております。9月以降、交渉が再開され、12月香港閣僚会議でモダリティの確立に向けた協議が進んでいますが、まだまだ紆余曲折がございますので、ぎりぎりのところまで最新の情報を入れようと考えています。

WTO交渉に向けた今後の取組では、わが国は何よりも「多様な農業の共存」を基本理念としております。輸出国、輸入国のバランスがとれた貿易ルールの確立。非常に難しい課題でございますけれども、これにチャレンジしていくということをきちっと記述していく。同時に、国際規律の強化に対応し得るよう、基本計画に基づく農業の構造改革の確立、これが重要な課題になっております。今回の白書全般を通じて、ここが重点分野の一つとなってくると思います。

あと、世界各地でEPA/FTAが取り組まれています。右の表の真ん中にその取組数が出ていますが急増しております。

我が国は、特に基本的には投資、協力など、物、サービス以外の分野を含む幅広いもの、経済連携協定といわれるEPAの推進を図っておりますが、既にシンガポール、メキシコに協定が発効して、フィリピン、マレーシア、タイとの大筋の合意と、韓国、ASEAN、インドネシアと政府間交渉をしています。「我が国は基幹作物など守るべきものは守り、譲れるものは譲る」という考えのもとに対応しております。

ここでは特にアジアの農林水産業の共存・共栄を目指し、戦略的かつ前向きに対応しているという状況を記述していきたいと考えております。

25ページから地域の農業生産・農家経済の動向を示しています。

真ん中、26ページの図表を見ていただきますと、真ん中に農業の交易条件がございます。資材、農業交易条件は、価格とアウトプットとインプットの関係でございますけれども、回復はしてきておりますが、生産資材コストをはじめ色々なコストが上がっております。世界的な原油の高騰とか、いたし方がないものがございますので、平成10年までの回復には至っていないという状況でございます。

27ページでは、「農業労働力の動向」でございます。

基幹的農業従事者でございますけれども、これを右に記述してございます。ここで見ていただければ、例えば平成7年の各階層の実数がそのまま9年後に移行したと考えて16年で比較するといった工夫をしたものでございます。

表を見ていただければ、70歳以上のリタイアが急増しておりまして、14%程度減少ということになっておりますが、70歳以上ががっと減るのは当然なんですけれども、若い方が逆に増えるというのが最も望ましいんですが、なかなかそうもなっていないという状況です。

いずれにせよ、このところは昭和一桁世代のリタイアの加速化に伴う農業労働力の脆弱化、この問題をさらに分析を深める必要があると考えております。

真ん中に、新規就農者でございますけれども、39歳以下の新規就農者、全体の15%に留まって、伸びはなかなか鈍化しているという状況でございます。

ただ一方で、こういう分析はトレンドとしての分析でございますして、例えば今後、定年退職される各企業の団塊の世代が非常に地域とか農業に関心を持っております。このあたりがどう動くかというのは、また違う要因、ベクトルになりますので、このあたりの分析を改めて十分やっていく必要があろうかということでございます。

あと一番下に、女性農業者の動向ということで、現在我が国の女性農業者は基幹的農業従事者46%を占めているということで、まさに女性によって、我が国農業は支えられている側面をしっかり記述していくということでございます。

29ページが「担い手をめぐる動向と課題」でございます。

最初に、認定農業者数ということで、右の表にもございますけれども、17年に19万2千経営体と記述しています。これは最新の数字に置き替えていきたいと思っております。今後、認

定農業者については、特に認定後のフォローアップ、認定したのですが、次に辞めていく方とかおられますので、そういう運用改善の課題等を記述していきます。

農業法人が右にございます。特にその次の集落営農でございますけれども、現在集落営農は全国で約1万組織ございますけれども、この分析を徹底して行いたいと思います。

集落営農がない集落の問題としては、やはり集落リーダーが不在、組織の体制が未整備。一番下を書いてございますけれども、集落組織化、法人の取組が必要であるということが8割を超えているということで、その気力は残っておりますので、ここのところにどう焦点を当てて、集落営農を活性化させていくかということが、このポイントになるということです。

31ページに、集落営農のうち、一定の要件を満たす組織は、担い手として品目横断対策の対象になるということから、その法人化の推進が重要な課題になっている現状を記述。

取り組んだ事例は右にあります滋賀県の事例を出しております。「人の輪、集落の輪」というのを基本に、多様な試みを、年齢とか体力に応じた作業体制を組んで、多様な取り組みが行われております。インターネットによる通信販売とか、あるいは健康管理にいい米の販売とか、あるいは創意工夫を生かした米ビジネス、色々多様な取り組みが行われています。その事例を紹介していきたいと思います。

集落については、よりユニークな集落等あれば、またそういうところも紹介していきたいと思います。

あと一番下でございます、今回、最大の今年の眼目である品目横断的経営安定対策の構築に向けた取組については、右の方にそのイメージが書いてありますが、農業構造改革の加速化、特に先ほど言いましたWHOの国際規律の強化ですね。この対応の観点から、これまで全農家を対象にした品目ごとの対策ということが基本的な農政のツールでしたけれども、担い手に絞った品目横断的な経営安定対策として農政の大転換に関する記述。

今後、19年産からの対策の円滑な導入ということが大事になってきますので、18年の通常国会に法案提出して、その内容の啓発、執行体制の整備等、推進していくということでございます。今後の取り組みが一番の最大の眼目ということでもあります。

33ページは、「農地の確保と有効利用」。

農地面積は、ご案内のように長期的には下がっておりまして、17年に469万ヘクタールです。

次のところに、耕作放棄地の動向があります。17年に38万ヘクタールということでござ

います。5年前に比べて12%増。

高度成長期は、転用等、都市との関係が大問題でございましたが、今はむしろ内部問題ということでございます。今後、改正された農業経営基盤強化促進法に基づく担い手への集積であるとか条件不利地の支援と、そういうものへの対応が課題になっているということを書いていきます。

あと、一番下が農地流動化の動向。

35ページは、「地域農業の構造改革の加速化」。

農業構造の動向を見ていただければ、右の表にもございますけれども、経営規模が5ヘクタール層で増加しているということでございます。ただ、表を見ていただければと思いますが、これは縦軸が1戸当たりの販売金額、横軸が経営耕地面積。基本的に望ましいといえますのは右上がりといえますか、45度線に沿って上がってくれるとありがたいんですけども、なかなかそうもいかずどんどん叩かれているという状況が露地野菜。畑作は耕地面積が伸びておりますけれども、販売金額が伸びていない。水田も頭打ちということで。いずれにせよ、そういう意味で構造改革、生産性の向上に若干の停滞があるということで、これをどう克服していくかということが課題の一つでございます。

そういう意味で、一番下に農業の構造改革の取組ということが大事になってきているということで、右下の表で、担い手育成のための全国運動の取組体制強化と、各地で多様な運動が行われておりますので、こうした紹介をしていきたいと思っております。

37ページは、「農協の課題と改革の取組」。

農水省として力を入れて取り組んでいる課題でございます。2つ目の経済事業の動向にございますけれども、信用・共済事業は黒字であるが指導事業等は赤字。これは従来からの構造であります。こういうことがなかなか直らないということで、収支改善の取り組みとか、特にその下にございます偽装表示の問題、相次ぐ不祥事、農業者、消費者の信頼が両方から失墜しているという状況の中で、対応が求められています。

団体自らも改革をしておりますし、17年度には全農の改革委員会答申が出ておりますし、農水省としても、そういう経済事業のあり方、方向についてということで、抜本的改革の方向を打ち出しております。

右に、全農の提言等がございます。

39ページから、「国産の強みを活かした農業生産の展開」。

先ほどのフードシステムの表で、農業生産が頑張っけて付加価値をつけていくということ

で、新たな需要創出が大事だということです。

現在、安全確保のため適正農業規範の策定等を行っております。いわゆるGAP（Good Agricultural Practice）というものの策定で、食の安全等をより一層強化していく必要があります。あと、地域ブランドの取組、あるいは技術開発を核とした取組です。

41ページが「農産物輸出」についてです。

世界的な日本食ブームの広がりというのが見られますし、一方で、アジア、中国を中心に経済発展で高額所得者の増加という基盤ができてきておりますので、ここをターゲットに、政策的にも集中的に攻めの農政ということで農産物輸出を行うということでございます。

右に島根県のくにびき農協の牡丹の輸出というのがありますけれども、オランダ、アメリカ、花の国オランダにおいて、我が国から牡丹を54万本輸出しているということで、実績を上げております。

こうした色々な対応や取組みがございますので、こうしたものを紹介して一番下に官民一体となった輸出促進や後ほど経済産業省の方からもご説明あるかと思いますが、各省連携して輸出に取り組むということでございます。

43ページが、「環境保全を重視した農業生産の推進」ということでございます。

特に、循環社会、右の方の絵でございましてけれども、農業というのは環境調和型だといわれています。ただ一方で、不適切な施肥とか防除ということで、逆に農業自体が環境負荷になっているということもございまして、これをいかに解消するのかということで、環境保全型農業の重要性、エコファーマー等、次第に増加している状況等を記述していきたいと思っております。

右の下に、若手グループによる環境保全ということで、これは新潟県のグループですけれども、水田に生き物がいなくなることに危機感を抱いて、安全・安心な食に取り組んでいるという若手グループについて、詳細をご紹介していきたいと考えております。

45ページから、「需要に即した生産の推進」。

ここから先ほどの自給率にとって一番重要な米の記述等がございます。米の消費については、現在は61.5キログラムでございます。37年は100キログラムを超えていましたから、約半分という水準でございます。米改革ということで、客観的な需要予測に基づく透明性の高い生産目標数量の配分が必要ということで、19年から農業者、農業者団体が主役となる需給システムへの移行を目指しております。米については、このところが非常に大き

なポイントになってきます。

19年度からの米政策改革を推進するなどの対策については、品目横断的経営安定対策が導入されること等に伴い、見直しや再編整理を行うこととしております。

47ページが「畑作」についてです。

16年産の麦は27万ヘクタール、国内でつくられておりまして、5年前に比べて23%の増加になっております。現在、小麦は86万トンという数字でございます。

問題も色々ありまして、より品質を上げる、あるいはコストを下げるという両面からの課題が存在しております。

大豆については、27万トンまで拡大しておりますが、色々な気象条件等の問題があつて、現在若干落ちております。

野菜については、これまで米とともに自給率が高い状況でございましたけれども、若干加工向け等に輸入が確実に増加してきているということでございます。

時間がございませんのでスピード上げますけれども、49ページ、果樹もほぼ野菜と同様、輸入の問題が出てきています。

畜産については、駒谷委員から飼料自給の重要性という指摘がありましたので、特にここは飼料自給率にポイントを置いて、最近の動向あるいは今後の対応について記述していきたいと思っております。

51ページからは、先ほど言いました3つ目のフレーズ、「農村の地域資源の保全・活用と農村の創造」でございます。

集落営農関係が最初に記述してございまして、53ページにいらっしゃいますと、農村の地域資源の現状、活用ということで、農村には極めて多様な地域資源がございますので、環境も含めて、これをいかに保全して、その機能を発揮していくかということを書いていきたいと思っております。

55ページは、さらに「バイオマスの利用」ということでございます。

現在、バイオマスのうち、家畜の排せつ物、食品関係のバイオマス系が全体の発生量の54%を占めておりまして、その割には発生量の再生利用の割合が低うございますので、「バイオマス・ニッポン総合戦略」等に基づいて対応して、さらにその見直しを行う必要があると考えております。

57ページから「地域資源を活用した活力ある農村の創造」。

国交省と連携しながら、この地域資源を活用した農村経済の活性化対策を強化しており

ますが、農業だけではとても対応できませんので、右の表にございますように、食料産業のクラスター、すなわちメーカーあるいはデザイン、広告、製造業、スーパー、みんなが協力していくモデルがだんだん出てきておりますので、こういうものをどのように全国展開していくかということを書いていきたいと思っております。

59ページからは「都市と農山漁村の共生・対流」。

農林水産省は「食」と「農」の再生プラン以降、都市と農村の共生・対流に非常に力を入れておりますけれども、今後、団塊の世代が非常に地域に興味を持っておられまして右の表にもございますUターンの意向が非常に強い。自主的に本当に共生・対流が進む兆しがありますので、こうした現状を記述していきたいと思っております。

61ページは、現在、色々な形での交流が行われていますが、特に文科省等の協力のもとに、学校教育等でそういう協力関係とか体験学習とか、そういうものが進んでいる現状を記述していきたいと思っております。

あと、これも陽先生のご指摘の3つ目でございますけれども、健康医療等の関係で、こういう健康に配慮した園芸療法とか、そういう観点で連携を深めようという動きもありますし、大学のアプローチでも北里大学をはじめ、千葉大学も園芸学部と医学部が連携しておりますが、そういう多様な動きが出てきているということをご紹介していきたいと思っております。以上でございます。

あと施策のポイント（平成18年度食料・農業・農村施策）を簡単にご紹介します。

施策は、まず1ページからでございますが、これはもう施策でございますので、もうポイントだけの説明にしたいと思います。

フレームは、基本的にその動向編のフレームといいますか、基本計画のフレームにほぼ準じておりますので、省略いたします。

まず、「I 食料自給率向上に向けた消費及び生産に関する施策」の関係でございますけれども、ここで一番最初に実践的な「食育」と「地産地消」の展開がございます。ここをグループに分けて整理していくということでございます。特に、ポイントとなるのは食事バランスの問題、消費拡大の問題、あるいは国産農産物に対する消費者の信頼確保の問題、もう一方で経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産等でございます。

特に、食事バランスは厚労省との連携、あるいはトレーサビリティの関係では経産省あるいは総務省との連携等でございます。

次のページでございます。3ページでございますけれども、「食料の安定供給確保に関

する施策」でございます。

ここでは、食の安全、消費者の信頼の確保ということで、科学に基づいたリスク管理関係の記述でございます。

ここでも、食品安全委員会あるいは厚労省との連携関係にあります。今回は、各省出席していただいております。むしろ、その各省の説明を中心に、後で行っていただきます。

次のページ、4ページでございますけれども、4ページから5ページは今の安定供給に関する施策の、特に食生活あるいは右の5ページの食品産業の競争力強化等、記述を詳細に行っていきたいと思っております。

あと、その動向編には余りありませんけれども、施策編として5ページの一番下から2つ目ですけれども、不測の事態に対応した施策、食料の安定供給の確保、不測時における食料の安定確保、こういう点にも力を入れて記述していくということです。あと国際協力ですね。各国と多様な国際協力しておりますので、そういう記述をしていきます。

6ページ、7ページは、「農業の持続的な発展に関する施策」でございます。特に、今回は経営安定対策ということで、この分野の記述が中心になろうかと思っております。

7ページは農地関係で、特に、先ほど言いました耕作放棄地への対策ということが中心になろうかと思っております。

あと、8、9ページ。特に9ページで、環境保全型農業等を中心に記述しています。

10ページで、「農村の振興に関する施策」、これは後で国交省からも説明ありますけれども、両省で連携して対応しているもので、地域資源の保全管理とか農村活性化、あるいは先ほど言いました都市農村の共生・対流に関する記述。

あと12ページで、「国際交渉」あるいは「団体の整備」、最後に、13ページで「食料、農業、農村施策を総合的、計画的に推進するための取組」ということで、全般的な記述、特に工程管理との関係であるとか、そういうものを記述してまいります。以上です。

○上原部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、他の省の方からご説明をお願いしたいと思います。

まず、内閣府食育推進室の方からお願いしたいと思います。

○田中参事官補佐（内閣府食育推進室）　　内閣府食育推進室の田中でございます。座ってご説明をさせていただきます。

平成18年度の施策のポイントということでございまして、参考資料の15ページをご覧くださいと思います。

「食料の安定供給の確保に関する施策」ということをごさいますて、望ましい食生活の実現に向けた食育の推進ということで、去る6月に食育基本法が成立いたしまして、この7月15日から施行されております。このため、この項目に関しましては、平成18年度におきましては、今のところ平成18年3月末を目途に作成を予定しております「食育推進基本計画」、この推進と適切な情報提供を図るため、国民への周知あるいは食育の推進に資するための調査研究、あるいは年次報告の作成などを予定しております。

また、国民運動として食育を推進するため、仮称ではございますけれども、「食育推進月間」なるものを設け、この期間を中心に、食育推進全国大会などを開催いたしまして、全国的に広報啓発活動を展開したいと考えております。

以上でございます。

○上原部会長　それでは、食品安全委員会の事務局担当の方からお願いします。

○佐竹総務課長補佐（内閣府食品安全委員会）　内閣府の食品安全委員会でございます。よろしくお願いたします。

資料17ページでございます。

内閣府の食品安全委員会でございますが、「食料の安定供給の確保に関する施策」ということをごさいますて、事項といたしまして、食の安全及び消費者の信頼の確保というふうな観点でございます。

この観点で大きく3点ございまして、1点目、リスク評価の実施でございます。

ご案内のとおり、平成15年7月に食品安全委員会が発足したわけでございますが、これまでにおよそ200件程度のリスク評価を実施してきております。これにつきまして引き続き、きちんと科学的知見に基づきまして、客観的かつ中立公正なリスク評価を実施していくということでございます。

特に、平成18年5月から、食品の残留農薬に関しますポジティブリストの導入に関連いたしまして、評価要請が非常に多くなってくるということが想定されているのですが、そういったことにつきましても、体制整備も図りながらきちんと対応していきたいということでございます。

2点目でございますが、情報収集システムの整備でございます。

国の内外における食品の安全性に関する情報。これを共有するというふうな観点から、平成16年度から情報システムの整備というふうなことを進めております。この6月から一部運用を開始したわけでございますが、引き続きこのシステム構築というのをきちんと図

っていきたいということでございます。

3点目でございますが、リスクコミュニケーションの実施でございます。

現在、米国産牛肉のリスク評価につきまして、全国主要7都市で意見交換会を実施しております。

食品安全委員会発足以来、これまでもこういった意見交換会を150回以上実施してきているわけでございますが、引き続き、そのリスク評価の中身をきちんと国民に理解していただくという観点から、きちっとそういったリスクコミュニケーションというのを実施していきたいということでございます。

特に18年度におきましては、そういったNPOですとか、そういった地域レベルでのセミナー等にできるだけ講師派遣というふうな形の支援等を行うということで、地域レベルのリスクコミュニケーションについても、積極的にやっていければということを考えております。

その次に、項目といたしまして、食育の関連でございます。

先ほどご説明いたしましたこのリスクコミュニケーションの部分でございますが、特に、食品の安全性に関する情報提供をきちんと国民の皆様方に情報提供をいたしまして、それを理解していただくということは、食育の観点からも非常に重要だという認識を持っておりまして、そういったことでリスクコミュニケーションをしっかりとするという一方で、また、食育の推進にも図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○上原部会長　　どうもありがとうございました。

それでは次に、文部科学省の担当の方、よろしく申し上げます。

○鈴木政策課長補佐（文部科学省）　　文部科学省でございます。どうぞよろしく願いいたします。

文部科学省関連でございますけれども、19ページをごらんになっていただきたいと存じます。

19ページのローマ数字のⅡ番でございますが、「食料の安定供給の確保に関する施策」ということでございますが、望ましい食生活の実現に向けました食育の推進、これに取り組んでおるところでございます。

特に、来年度につきましては、上にありますように、食育推進プランの充実ということで、シンポジウムの開催、あるいは栄養教諭を中核といたしました、学校、家庭、地域の

連携の推進事業、加えまして、栄養教諭と養護教諭が連携しまして、児童・生徒の生活習慣と健康等に関します実践的研究、こういうことを予定しております。

それと、地産地消の関係になりますけれども、学校給食におきまして、地場産物の活用促進、それと米飯給食の推進、このようなものにつきましても調査研究を進めるということでございます。

特に、シンポジウムの関係でございますが、今までどちらかというところ、学校内というところで閉じられた部分もございますが、来年度につきましては保護者、地域の生産者等の関係者、こういう方にも入っていただいてシンポジウムを開催したいと、このように考えております。

それと、下側のⅢ番目の「農業の持続的な発展に関する施策」でございますけれども、人材育成・確保の観点で、バイオテクノロジーなど先端的な技術を取り入れた教育に取り組むということで、農業高校、これはいわゆるスーパー専門高校ということで、「目指せスペシャリスト」とうちの方で言うておりますけれども、県の農業高校等につきまして指定して、発展的な取り組みをしていただくということで、将来的にはその専門的職業人の育成ということも踏まえた取り組みを実施しているところでございます。

それと、農業高校の生徒さんが小・中学校の子供と連携いたしまして、農林水産業の体験、こういうものを実施するというところで、農業高校、それと水産高校等のいわゆる学校での資源、この辺を活用いたしまして、地元の小・中学校の子供を招いて実体験を実施させると、こういうものをやらせていただいているところでございます。

それと20ページ目でございます、Ⅳ点目の「農村の振興に関する施策」ということで、先ほども出ましたけれども、共生・対流の関係で、体験学習の推進、これを意を用いて取り組んでいるところでございます。

下にありますように、小・中・高等学校におきましては、3つほどのモデル事業、豊かな人間性をはぐくむということで、特に共生・対流に関係が深いものとしたしましては、地域間の交流、それと約1週間程度でございますけれども、長期宿泊体験のモデル校、こういうものを指定いたしまして取り組んでいただいているという状況でございます。

その下にあります体験型の環境学習の関係でございますが、これは各省庁、連携させていただきまして、例えば漁港とか農業用水路、これを活用いたしました形で体験学習を実施しているというものでございます。

それと、青少年の支援の関係でございますが、これは今までも短期山村留学等を実施し

ておるところでございますけれども、来年度につきましては、都市と農山漁村等の青少年がお互いに行き交うというような交流などについても取り組むということで、新たな芽出しをしようというふうに考えております。

また同時に、地域文化の保存活用ということで、伝統文化の次世代への継承の取組、こういうものについても、引き続き意を用いて実施したいというふうに考えております。以上でございます。

○上原部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、厚生労働省の担当の方、お願いします。

○南野企画情報課長（厚生労働省）　　厚生労働省でございます。21ページになります。

事項といたしましては、食の安全及び消費者の信頼の確保ということでございます。

施策のポイントが幾つかございますが、まず食品衛生法に基づく基準の策定等の推進でございます。

食品添加物の安全性の確認を計画的に推進していくとともに、平成15年に改正されました食品衛生法に盛り込まれた、いわゆる残留農薬等のポジティブリスト制度につきまして、来年5月から施行されることになるわけでございますが、その円滑な導入ということで、今準備を進めているところでございます。

次の項目、消費者等への情報提供の充実でございますけれども、食品安全に関する知識の普及あるいは国民の意見を施策に反映すると、こういった観点から意見交換会等の開催、こういったリスクコミュニケーションを推進しているところでございます。

それから、次の項目でございます。輸入食品等の安全対策の強化でございますが、輸入食品の安全性確保のために、検疫所におけるモニタリング検査、これを計画的に実施いたしているところでございます。また、必要に応じて、輸入者への指導等も行っております。

また、BSE対策といたしまして、BSE検査の検査キットについて国庫補助を行うなど、食肉の安全確保対策を推進いたしております。

それから次の項目、バイオテクノロジー応用食品の安全性に関する国際会議の開催でございますけれども、FAOとWHOの合同の食品規格委員会、いわゆるコーデックス委員会のバイオテクノロジー応用食品特別部会、これは日本が議長国となりまして、今年から4年間にわたって開催する予定になっております。

それから最後でございますが、食品安全に関する研究の推進、これも引き続き進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○上原部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、経済産業省の担当の方、よろしく申し上げます。

○島投資交流企画官（経済産業省）　　経済産業省の島と申します。よろしくお願ひいたします。

資料の23ページ、食品産業の競争力の強化に向けた取り組みということをご提案させていただきます。

ちょっと資料を離れますけれども、本年4月27日に農林水産大臣を名誉会長として、農林水産物等輸出促進全国協議会というのが設立をされております。この設立総会の中では、小泉総理もご出席されましたが、2009年までに2004年で2,954億円の農林水産物の輸出額を倍増するという戦略が決議されているという状況でございます。そもそも、農林水産業あるいは食品産業は、地域経済の重要な担い手として、その競争力の強化は我が国経済の活性化にとって不可欠だというふうに考えておりました、そこで資料の23ページに戻っていただきたいんですが。経済産業省といたしましては、ジェットロを通じた食品産業事業者に対する海外販路開拓への取組の支援ということを行っております。

具体的に申し上げますと、ジェットロにおいて、貿易相談業務、例えば山形県のナシを台湾に輸出するときには検疫上クリアすべき問題があるかどうかとか、そういった相談業務ですね。それから、海外市場調査、海外展示会への出展支援、輸出をしたことはないんですけども、海外に輸出をしたいという人たちの海外展示会への出展支援、それから地方自治体の輸出への取組みに対する支援、こういったものを実施しております、引き続き18年度におきましても実施したいというふうに考えております。

説明は、以上でございます。

○上原部会長　　それでは最後に、国土交通省の担当の方、ご説明お願ひいたします。

○後藤地方整備課長（国土交通省）　　国土交通省地方整備課長でございます。

国土交通省関連の施策、時間の関係もございしますので、簡潔にご説明をさせていただきますと存じます。

25ページ、ごらんいただきたいと存じます。

まず大きな柱Ⅲの「農業の持続的な発展に関する施策」の中の自然循環機能の維持増進でございますけれども、廃棄物系バイオマスの利活用を目的に、バイオガスから有益な成分を精製いたし、燃料として活用するための実証実験等の調査を実施いたすこととしてご

ございます。

次に、大きな柱のⅣの「農村の振興に関する施策」でございますが、地域資源の保全管理政策の構築に関連をいたしまして、生物の良好な生息・生育環境のための河川の蛇行の復元でございますとか、あるいは魚がすみやすい川づくりと、こういった施策を引き続き実施してまいりたいと存じます。

次の農村経済の活性化でございますが、活性化のための交流・観光基盤の整備とあわせて下水道整備の推進、また交通の関係といたしましては、産業の振興を図ります道路ネットワークやインターチェンジの整備などのほか、次の26ページをごらんいただきまして、農産物輸送を支えます海上輸送の拠点の整備などを推進してまいりたいと存じます。

次の項目の都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進でございますけれども、地域の魅力増進のための観光の振興でございますとか、都市と地方の住民の交流を推進する地域づくり活動への支援と、こういった取り組みを実施していきますほか、地域間の交流を支える幹線道路あるいは交流の拠点となります道の駅、サービスエリア、さらには地形的な制約を解消するためのトンネルあるいは橋梁の整備などを推進してまいりますとともに、質の高い居住環境でございますとか、河川における自然体験活動の場となります水辺環境の整備、さらには27ページになってまいりますが、歴史的砂防施設の保存・利活用、こういうことなどを通じまして、地域の資源を活用した地域魅力の向上を図ってまいりまして、都市と農村の交流を促進していきたいと考えておるところでございます。

次の項目の「快適で安全な農村の暮らしの実現」でございますが、まず交通関係といたしまして、市町村道から高規格幹線に至ります道路網あるいは交通安全施設、市町村合併後の拠点を連絡するための道路の整備でございますとか、周辺の景観、生態系と調和いたしました道づくり、また高齢者等を含めた生活者のための質の高い歩行空間の形成、さらには生活交通として不可欠なバス路線の維持などの施策を実施してまいりたいと存じます。

衛生の関係といたしましては、下水道の整備を引き続き進めてまいります。

また、情報関連といたしましては、道路、河川、港湾、あるいは下水道の施設管理用光ファイバーの整備、これを進めまして、さらに管理用光ファイバーやその収容空間の開放を順次進めてまいりますとともに、次の28ページをごらんいただきまして、道路情報の提供などといいます高度情報化の推進を図ってまいりたいと存じます。

また、住宅の関係といたしまして、住生活の質の向上あるいは良好な居住環境の確保と魅力や個性ある住宅の供給、これを推進してまいりたいと存じます。

最後でございますが、安全な生活の確保のための防災対策といたしまして、法面对策や橋脚の耐震補強などの道路防災対策、あるいは積雪寒冷地におきます道路除雪等の実施、災害情報提供のためのIT基盤の整備、小河川における治水・利水対策、さらにはハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策などを推進していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○上原部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、今までのご報告を踏まえて質疑に入りたいんですが、その前に構成（案）についてご説明を事務局の方からお願いしたいと思います。

○斎藤情報課長　　以上、各省からご報告いただきました。

これはご案内のように、食料・農業・農村施策というのは、農水省だけではなくて、政府全体として一体となって推進していく必要があるということで、今回、各省等をお願いしたところ、快く出席いただきましてありがとうございました。

今後も、ますますこういう連携というものが重要だと思います。特に、今後の施策で縦横抜けがない、全体として食料・農業・農村を活性化していく、対応していくという総合的な施策を講じていく必要があると考えております。

最初に説明しました、17年の動向編についても、各省とも連携して、色々な情報を交流して、また取り上げていきたいと思っております。

今、座長の方からありました施策の構成ですけれども、特にポイントは先ほど言いましたような基本計画のフレーム、国会へ提出ということでございますので、こうなっておりますけれども、国際交渉への取組等、基本計画で項目立てされていない施策については、施策の重要性を踏まえて、必要に応じて項目の追加を行うということ。さらに留意事項としては、17年度における基本計画の工程管理、この結果を踏まえて改善見直し等が行われる施策については、その経過等についても記述するということ。

18年度予算の政府案、次期通常国会の提出予定法案についても可能な限り記述するということ。

施策の全体像や重点的に推進すべき施策については、当然図表等を使ってわかりやすく説明しますとともに、できるだけメリハリのある、全体として陽委員が前回言われましたように、話としても面白いといえますか、よくわかる話の流れにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○上原部会長 はい、どうもありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいのですが、構成案を見ていただきますと、時計文字のⅠとⅡが食料に関する項目でございます。それで、Ⅲが農業に関する項目、Ⅳが農村に関する項目で、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶが横断的な項目になっております。

いつもの審議の仕方は、食料、農業、農村、そのほかと分けてやっていたのですが、効率的にするために、これを踏まえまして、分けずに議論していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではその方向で進めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

どうぞ、ご意見、ご質問等ありましたら、皆さんの方からお願いします。

それでは、山崎委員をお願いします。

○山崎委員 まず基本政策を、農業の専門家、関係者ではなくて、一般的に知ってもらおうという立場から、気がついたこと、6点ばかり申し上げたいと思います。

まず、ページで言いますと、資料1の1ページです。リスクコミュニケーションということで、生産者、事業者、消費者というふうな言葉を使ってあるんですが、これはこれで重要な言葉の使い方だと思うんですが、全体として、日本に住んでいる人たちが農業を支えていくという意識をつくっていくことが大事かなと思います。

そういったときに生産者、事業者、消費者という言葉でない、別の言葉が考えられてもいいのかな、ちょっといい案があるわけではないんですが、生活者というような、そんな言葉の使い方もあるかなと思います。これは3ページのところの言葉の使い方と同じです。

それから、17ページです。対応困難な農産物等の輸入という表現が、長期的な食料自給率低下の要因として出てきていました。これは、多分その専門家や関係者はどういうことかというのがおわかりなのかと思いますが、一般の人が読んだときに非常にわかりにくい表現かなと思いました。

それと関連して、19ページ、20ページに実際にどういう取り組みをするかということが書いてあるんですが、この17ページとの関連で、政策の根っこになる考え方というのが何かちょっとわかりにくいなど。つまりパンに変わってきている、あるいは主食を食べなくなっている、そういう状況をどう判断をして政策につなげていくのか。米全体に食文化を戻していくのか、あるいは例えばパンを食べるのであれば、小麦をふやしていくのか、ち

よつとその辺の関連性と取り組みの最後の終着点というのが見えにくいと思いました。

それから26ページです。26ページの一番下の農家経済の動向というところがあって、せっかくな指標が載っているんですが、これも一般的な立場から見ると、主業農家、準主業農家、複合的農家の言葉の意味がよくわからない。これは農業関係者以外の人にとっては非常に理解が行き届かないところがあるので、下でちょっと注意書き等入れてくれるといいかなと思いました。

それから27ページ、女性農業者の動向ということで、これ前回も申し上げたんですが、実際に46%を占めているといいつつ、この内情がほとんどここで説明されていません。地位が専従者なのか事業者なのか、そういうことも出ていないと。

それから、実際に不払い労働率が非常に高いわけで、そういう状況もここに出てきていない。それから、実際に給料をとっていても、低賃金状況というのが出ていない。それは非常に重要な問題だと思うので、女性が46%も担っていて、女性たちは大事だよというのであれば、そこもはっきり出して欲しいということです。

それから29ページ、集落営農ということが出ています。この集落営農というのもここ何年間か色々注目を浴びているんですが、それについても関係者以外にはなかなかこれがわかりにくい。つまり集落営農がなぜ出てきたのかという、その背景の説明が全然ないということです。それはぜひつけ加えていただきたいなと思いました。

それから、57ページです。これも真ん中あたりに農村女性の起業活動の話が載っています。それからポイントのところでも、参考資料2、これの6ページに、女性の参画の推進で、起業活動のバックアップ等の話載っています。これについては、起業活動をバックアップすると新たに専従者給与が取れないという問題もありますので、この辺、整合性のある矛盾のない政策をぜひとっていただきたい。もうちょっと深く、ここは検討していただきたいということです。

それから、背景に男性の問題もあります。ですから、女性の参画をいうのであれば、男性に対してもどういうふうにしていくのか。男女共同参画推進で事業者の責務というのが、大体どこの行政でもつくっていると思うんですが、その事業者の責務というところで、農業者の男性はすっぱり抜けています。それをどう取り組むのかということもぜひ考慮に入れていただきたい。

以上、6点です。

○上原部会長　はい、わかりました。どうもありがとうございました。

今、文言の説明とか注意書きが必要だというのは、これは事務局と私の方で検討させていただきたいと思います。それで、後ほど幾つかの点については、担当課の方からご説明をお願いしたいと思います。

ほかに、どうぞ、ご質問、ご意見等がありましたらお願いしたいんですが。

陽委員。

○陽専門委員　　5つほど気がついたことがあります。カテゴリーはそれぞれ違いますが、それが適用されれば、幸いです。

まず1点目は、今回、市町村が合併されたところがたくさんあるわけです。その市町村合併に対して、この「食料・農業・農村をめぐる情勢」でどんなふうに分析するかということでもあります。それはどういうことかということ、市町村合併で例えば、ある市の面積が4倍ふえるとします。それは土と水と大気と河川と海岸域が増えたということになります。要は農が増えているわけでありまして。これに対してどのように農水省の立場で見解が持てるかどうかということです。それにつきましては33ページ、58ページが絡むと思います。私ちょっと気がついただけで、ページ数はもっと絡むかもしれません。

それから2点目は、60才以上の退職者の動向を分析して、どのような方向で農業に対応させてあげられるかということでありまして、それは59ページとか28ページ、29ページとか31ページに絡んでおります。それを農業の活性化に持ち込むのか、あるいは退職した人間の幸せとか、幸福を求める場面にするかということによって分類されると思いますが、その方向性がどこかに表現できるのか。もしその方向性を見出すとするならば、例えばレクリエーションの農業であったり、薬草をつくるような農業であったり、健康のための農業ということが考えられる。

3番目は、これはつまらん話ですが、自給率の問題であります。自給率が40%、40%と書いてあるけれども、実はこれをもう少し強調する。我が日本はG7とかG8とかと威張っているけれども、自給率40%なんというのは二百カ国ある中で大体百二、三十番目だったという記憶があります。そのことを強調することによって、いかに自給率を高めなきゃならないかという気運が出てくるかなと思っています。今の3点目については、17ページや20ページが関係すると思います。

それから4点目です。ファーストフードとスローフードの問題がどこかで取り上げてあるかと思うと、なかなか見当たらない。これは、例えば13ページ、11ページ、19ページが関わる。やはり今後の農水省の行き方としてファーストフードなのかスローフードなのか。

スローフードの気運というのは今日本じゅうで広がっていて、これを農水省がどう把握しているのか、そういう問題がある。

それから最後は、代替農業の話であります。オルタナティブ・アグリカルチャーですね。面白いことは、オルタナティブ・メディシンというのがあるんですね。要は、生命科学をやっている部門では農学にしろ医学にしろ、オルタナティブ、代替という概念がでてくる。いい訳ではありません。実は「もう一つの農業」という意味を言っているのです。その代表的な立派なのに環境保全型農業がここで出ているわけです。一部の環境保全型農業だけを取り上げたら、世論としては不満が出るだろうと思います。例えば、他にも代替農業には、有機農業やら緑健農法とか、様々なものがあります。そういう日本語の言葉をやはり入れていかなくていいのか。環境保全型農業だけが代替農業ではない。環境保全型農業は大変いい農業ですけれどもそれが関係するのは43、20、19、39ページなどにあります。

ここで一言言っておきたいんです。実はエコファーマーという言葉の宣伝が足りないのです。隣のマクドナルドさんと私もちょうど委員だったときに、環境保全型農業推進委員会の熊澤委員長がエコファーマーという言葉にされたのです。このエコというのはエコロジーのエコもあるけれども、法華経の「依怙」という言葉を同時に使ったんです。これは余り世間で知っている人はいないものですから。法華経に「依怙」という言葉があって、「え」はにんべんに衣と、それから、「こ」はりっしんべんに古いと書いて「依怙」と言います。これは頼りになることということで、エコファーマーというのは、実はエコロジーのファーマーであるし、頼りになる農業者であるということを決めたことを今思い出しましたけれどもね。

どうも余分なことを申し上げました。

○上原部会長 この段階で、関係課等からの情報をお願いしたいと思うんですが。

はい、どうぞ。

○陽専門委員 すみません、もう一つ質問なんですけれども、国土交通省のウォーキング・トレイル事業のトレイルとは何ですか。

○上原部会長 はい、どうぞ。

○斎藤情報課長 記述にかかる分野が、山崎先生とか陽先生にありましたのでお答えします。

今、座長が説明されましたように、言葉の関係は、例えば主業農家等の説明をどうこうというのは、明確な定義をつけていきたいと思います。ただ、生産者、事業者、消費者の

消費者を「生活者では」との提案ですが、昔、経産省の方で色々チャレンジされましたが、生活者については必ずしも定着していませんので、そこはまた先生ともよく相談しながらやっていきたいと思います。

あと、女性就業者関係ですけれども、こういう分析だけでなく、多面的といいますか、色々な光を当てる、構造的な分析をしてはというご提案です。これはできる限り、資料等は非常に不足しているんですけれども、やれるところはやっていきたいと思います。

あと、陽先生の退職者の分析ですね。今回、我々もそこには力を入れるということで、団塊世代に着目して色々な方向を見出していきたい。ただ政府全体の退職者がどうあるべきかという、健康とかそういうところまでいけるかどうか限界はあるとは思いますが、農業とのかかわりで健康とかそういうアングルで接近、チャレンジしてみたいと思います。

あと、ファーストフード、スローフードについては、必要ならばそういう記述も原局と相談し検討していきたいと思います。

答弁、以上です。

○上原部会長　それでは、国交省お願いします。

○後藤地方整備課長（国土交通省）　ウオーキング・トレイル、27ページでございますけれども、小道というような意味でございます。散歩道、そこに書いてございますように、できるだけ魅力ある地域づくりを支援ということで、色々な景観がいいところとか、あるいは自然豊かなところ、そういうところに散歩道をつくって、皆さんに楽しんでいただくという趣旨でございます。

○西岡情報分析室長　それでは、情報分析室長の西岡ですけれども、いただいたご意見を幾つか補足させていただきたいと思います。

市町村合併がもたらす食料・農業・農村分野への影響という部分につきましては、特に構造政策なりを進めていく上で、農村現場での、そういう色々な農業関係機関の実施体制が市町村職員等も色々農業分野以外にも向けられたりする中で、農業を特に振興する上での影響なりが出てきているのではないかというご指摘もあります。特に地域農業を構造改革する上で、今合併なりがどういう形で進んでいるかと、それに対してどういう体制を組んでいったらいいのかというような観点で、少し盛り込んでいければということを考えております。

あと、退職者の動向なりにつきましても、その農村の活性化、農業のいわゆる多様な主体の一員というような観点もございますし、あとはまさにそれぞれの個人の幸せとして農

村空間をどう提供できるかというような点も視野に置いて、分析なりをしてまいりたいと思います。

あと、自給率も昨年の白書にも当然先進国の中なり、どれぐらいの地位にあるとか、そういうことも記述したりしておりますし、過去にも触れたりしておりますので、ご指摘なり踏まえて検討をしてまいりたいと思います。

そのほか、自給率、特に国内農業生産で対応困難だったものをどう輸入してきたのかとかですね、その辺、この資料自体まだ非常に全体の白書の5分の1のボリュームですので、足りない部分というのは、これからご指摘いただいて盛り込んでいくというものは考えていきたいと思っています。

○上原部会長 はい、どうぞ、お願いします。生産局。

○實重生産局総務課長 生産局総務課長でございます。

今、環境保全型農業についてご指摘ございましたので、触れさせていただきます。

資料1の44ページをごらんいただきたいと思いますが、そこに真ん中の表の下のところに注がございまして、環境保全型農業の言葉の定義を紹介させていただいております。農業のもつ物質循環機能を活かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業ということでございます。また、有機農業については、化学肥料、農薬を全く使わない、使用量ゼロというような厳格な意味で、言葉としては使っているところでございますけれども、委員ご指摘の代替農業的な取り組みを概念としては含んでいるつもりでございます。

さらに、環境保全型農業という表現だけではなくて、この43ページの見出しにございますように、環境保全を重視した農業生産、日本の農業全体を一定の丸々型農業をやっているところとそうでないところという分け方ではなくて、日本農業全体を環境保全も重視したものに転換していく必要があると、そういう観点に立っております。

そこで、この43ページの下の方の3つ目の括弧にございますように、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」、こういうものも策定いたしまして、現在普及しているところでございますが、さらに一定の直接支払的支援というものも講じていくこととしているところでございます。ご指摘の点を踏まえまして、今後作文に当たっていききたいと思っています。

それからもう一点、スローフードの関連で触れさせていただきますと、10ページでございますが、9ページ、10ページに地産地消ということを書かせていただいております。今

回、食料・農業・農村基本計画の中で、新しく地産地消という政策分野を記述いたしました。この政策に向けて取り組んでおるところでございます。これは、9ページの文章の地産地消の推進のところがございますように、消費者と生産者の顔が見え、話ができる関係づくりということでございまして、右の分類のイメージ図にもありますように、距離だけではなくて、コミュニケーションという指標を入れまして、取り組んでおるところでございます。

従来の効率化された規格大量流通というだけではなくて、色々な意味での消費者のニーズが出ておりますので、それに対してきめ細かく対応すると。それによって、生産者のサイドもメリットを得るといような取り組みとして、地産地消を進めていきたいと思っております。

ご指摘の点を踏まえて作文に当たりたいと思います。よろしく願いいたします。

○上原部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、大木委員お願いします。

○大木委員　　今回のこの資料は、まずよくできているなというふうに思っております。特に、コンプライアンスとかモダリティとか団塊の世代とか、それからモーダルシフトですか、こういうことについて注書きで説明されていて、大変これは親切だなと思いましたがけれども、今ご意見がございましたけれども、やはりこれも言葉集にするといいのかなというふうに思っております。でも、今までの資料からしたら、注書きがあつてとても親切だなというのは、まず第一印象です。

ただし、30ページと40ページの棒グラフがありますけれども、これは縦書きの説明が左から書かれているんですね。普通、日本語というのは、縦書きは右から書くともう決まっているわけですがけれども、これは大変読みにくい。左から書くんだったら、だから、これは外国の研修生が書いたのかななんてちょっと思ってしまつたくらいに、そんな感じがしました。

それから、施策のポイントを見ますと、食品の廃棄物のリサイクル等が少し、それは少し触れておりますけれども、この問題はもっと大きく取り上げてほしいと思っております。

特に、リデュースの問題です。リサイクルではなくて、リデュースの問題です。コンビニなどのお弁当の食材が、1日に300万人分捨てられているというような、報道で私は知りまして、いや、これは私の想像以上に捨てられているということの廃棄に驚いているわけなんですね。

そのリデュースというのは、消費者の意識の改革も、これは必要なことは言うまでもありませんけれども、そのお店の方の工夫とか、それから考え方も変わっていかないとこれはできないと思うんですね。

こういうことが今後行政の中で、もう少し踏み込んでやっていただけたらとか、例えば捨てたものには税金をもっとかけるんだとかというような、例えばです。そういう行政がもう少しここに力を入れるということによって、色々な面でその自給率の向上とか、そういうものにつながってくる、物の大切さ、すべてつながってくると思いますので、この施策のポイントのところにはリデュースの問題、これをもっと取り上げてほしいというふうに思っております。

○上原部会長 はい、わかりました。検討させていただきます。

ほかに、ございませんか。

はい、駒谷委員お願いします。

○駒谷委員 国土交通省にお聞きしたいんですけども、私は河川敷地の草資源を家畜の飼料用に有効利用するべきだということを何回かお話をさせていただいているんですけども、その辺については全くまだ今の中には入っていないように見えるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○上原部会長 いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○後藤地方整備課長（国土交通省） 河川用地、当然公物管理をさせていただいておりますので、それぞれの河川ごとに、河川管理者が具体的にご相談を受けながら個別に判断をさせていただいているというのが、実態のところではないかと思えます。今、駒谷委員がおっしゃった具体的な場所をお知らせいただきますと、私ども河川の担当の方にお話をつなげまして、個別にご相談をさせていただけるかと存じますが。

○駒谷委員 いや、私はその個別なことを言っているのではなくて、今、堤防や何かはみんな草を刈り取って、そして、僕たち農業者からしてみれば、それは全部捨てていると、活かしてないと思っているんですよ、その刈り取った草をね。ですから、それは家畜の飼料用の草や何かも輸入しているわけですよ。ですから、国内にある草なんかについても、刈り取ったものは、やはり有効に家畜の飼料なりに利用するべきだと思うんですね。

そういう意味で、基本的な国土交通省としての考え方をきちっと出して、そしてそれは自然循環にもつながることです。それから国内の食料の自給率にもつながるわけですよ。

ね。

私たちの地域でも、もともとはそこは素晴らしい農地だったんですね。ところがやっぱり、災害を防ぐために、50年とか100年とかという単位でもって防ぐために、大きな堤防になったわけですね。その堤防を今、草刈りをして、そして国民の税金を使ってきちっと草刈りをして、そして我々から見ると、これこのまま家畜に食べさせたら、本当にどれだけ全体で肉ができるんだろうと、あるいは牛乳ができるんだろうと思うわけですね。そういうものもきちっと今後は考えていく時期に来ているのではないかと、そのように考えます。

○上原部会長　　はい、どうぞ。国土交通省。

○後藤地方整備課長（国土交通省）　　私は河川の担当じゃないので、正確なお答えはできませんけれども、ご指摘の部分は確かにごもっともな部分があるかと思いますので、河川局の担当の方に、今の委員のご指摘を申し伝えまして、検討するようにさせていただきますと思います。

○上原部会長　　はい、どうもありがとうございました。

先ほど、大木委員からリデュース等の問題が出ましたが、総合食料局どうぞ。

○内藤総合食料局次長　　総合食料局でございますけれども、今、食品廃棄物のリサイクルにつきましては20%という目標を掲げて推進しております。当然、その中には、餌という飼料化あるいは肥料化といった、こういったリユースというのが出てまいります。

このようなりサイクルを各食品製造業、卸売り、小売、外食産業ともに進めていただいておりますので、こういった現状も入れて、分析、説明をしていきたいというふうに考えております。

○上原部会長　　はい、どうもありがとうございました。

それでは、マクドナルドさん、お願いします。

○マクドナルド専門委員　　外国人として、どうしてもこれを見るときには、読者対象の一部になる外国人、例えばこれが訳されたときには、どういう名でこれを読んだりするのをちょっと考えたりはしましたけれども、非常にマイナーのマイナーの部分なんですけれども、外国人としてこう見たりすると、日本の農業における外国人の姿が見えてこないんですね。

農村現場を回ったりすると、もちろん紙の上では研修生としてしか受け入れられないでしょうけれども、場所によって研修生と名乗りながら労働者みたいな形として、農村には

実際暮らして仕事をしていますので、そういう人口層について、白書の中で触れるかどうかという点。ちょっと農村における農業に係わっている外国人だけではないと思うんですけども、農村における外国人層が見えてきたら、なお面白いかもしれないですね、外国人として言わせてもらえれば。

また、輸出に力を入れたりと色々やったりはしているんですけども、例えば既に外国で農業をやっている日本人あるいは日本の会社もかなりいるので、国内における農業活動、あるいは海外で農産物をつくって、それを日本に輸出したりしているような活動も含めて考えるかどうか、この中で何かちらっと出てきたら面白いんじゃないか。グローバリゼーションという言葉があちこち出てくるのであれば、グローバル舞台で日本の農業、この日本列島の中だけではなくて、世界中の日本農業活動の姿が見えたら、なお面白いのじゃないかなと思ったりしています。

島根県の2つの事例があったようですが、一つは地産地消という活動の例。もう一つは輸出、ボタンを台湾に送っている例で、頭の悪い外国人だからでしょうけれども、何か地産地消の例を島根県が取り上げて、輸出の事例を島根県の例を取り上げて、何か日本の農林水産省が我々にどのようなメッセージを発信しようとしているのかは、私はちょっと混乱してしまったのです。地産地消を促進すべきなのはわかる。それとも輸出をどんどんやっていった方がいいのか。輸出しているところを、北海道から長芋を海外に送るとか、八丈島の花をオランダにも送るなど色々な例がありますので、そういう他の例も入れた方がいいかもしれないなど、ちょっと思ったりはしました。

また、私は実は来年合併する、させられる町にいるんですけども、やはりそこにながら、現場の大きな興味が、合併したときに、陽先生の指摘と同じように、合併したら、その分析、もうちょっとあってもいいんじゃないかなと思います。例えば、都市農村との交流色々あるんですけども、合併の中で農村、漁村、山村が合併してくれるので、その中でどういう動きがそこから見えてくるかというのもあるんじゃないかなと思います。

あと最後に、ほかのちょっと色々考えたりはしましたけれども、最後に意味のない指摘なんですけれども、18ページで、何かとても斬新なグラフがあったんですけども、1人1日当たりのあれなんですけれども、乳製品が出てきていないんですね。特に、外国人からみれば、ここ20年間ジャパンワークをやっていて、乳製品が随分日本人の食生活の中で増加しているんですけども、そういったところであれば、あとは例えば減農薬食が、例えば大豆とか米を食べているうち何割がオーガニックを食べている食生活をしているのか

といった分析も少しあったら面白いじゃないかなと思ったりしました。

つたない意見で恐縮ですけれども、以上です。

○上原部会長 最後の点につきましては、分類上の問題もありますので、ちょっとお答え願います。

○斎藤情報課長 マクドナルド専門委員の指摘。最後の方から言えば、乳製品については中に入っているんですけれども、それを取り出すことはできますので、またご相談したいと思います。

あと、外国の研修生なんですけれども、これについては非常に重要なものと認識しております。現実にかなり構造的に踏み込まれているところもあります。ただ、実態のところ正確なデータがありません。白書ですので、不正確なことを書けませんので、事例等で接近できれば、試みてはみたいと思いますが、なかなかこれは難しい分野ではございます。

あと、事例で、島根県を2つ出しましたが別に他意はないので、別なところの多様な事例がありますので、変えていきたいと考えています。

合併につきましては、先ほどもありましたので、これも全般的な合併を云々することは、なかなか難しゅうございますけれども、事例的な接近というのは可能ではないかと思うので、若干コメントさせていただきます。

答えは以上です。

○上原部会長 横川委員、お願いします。

○横川専門委員 今回の内容につきまして、まとめり方は大体いいと思いますが、いくつかの点について申し上げます。

まず、バイオマスの中の堆肥を使った農業を実際にやる時の難しい問題点です。

これは1つには、食品リサイクル法により来年4月までに残渣等の食品廃棄物を20%減らさなければならないので各界で取り組んでいる最中ですが、そのリサイクルについては別の場所でやらなければいけないということです。例えば東京都から埼玉県に持っていくのは大変厳しい制約があって持っていけない、つまり、自然を活かした農業をやりなさいと言いながら、一方では残渣などを他県へ移動してはいけないという矛盾があるのです。

例えば、私どもの協会は茨城県の百姓倶楽部という生産者団体と提携し、埼玉・栃木両県との県境近くに堆肥工場を作りましたが、残渣や堆肥は県を越えて移動させてはいけないのだそうです。ですから稼動してみると、納入される残渣などの量が少なくて稼

働率が上がらないのです。一方では堆肥が欲しい、他方は残渣などが余っているという矛盾に対して、農水省が推奨しようとしてやっていることと環境省とか厚労省がどの辺まで本気で、本当の協力体制を取ろうとしているのか見えません。当初の計画や予定が進んでも実際には運営が進まないケースもありますので、政策の推進に合わせた、それなりの環境整備をしていただかないと、実際には何もできなくなってしまうというのが実状だと思います。

次に、集落営農の件です。担い手として集落営農を推進するのはいいことですが、小規模農業者の消滅については触れられておりません。今実際に、小規模の農業者がどんどん減っている。その状況と将来、そして、だれもいなくなった村をどうするのか。つまり、自給率なのか自給力なのか。要するに、生産する力があるのかどうかは、とても重要な問題なのです。自給率の数字ばかり取り上げられますが、自給力、つまり国の供給力はどれくらいあるのかということをもっと議論する必要があると思います。

また、遊休地などを確保したとしても、農業への参入が現状ではとてもやりにくいということについて、もっと前向きに取り組まないと国内の農業を本当に維持できるのか、私にとっては大きな疑問です。

3点目、生産調整による転作奨励については、もう少し議論する必要があります。本当に麦と大豆を増産しようということだけで良いのでしょうか。私は、配合飼料の輸入量がこれだけ多いという現状を考えると、配合飼料の原料となる作物をつくらない限り本当の自給率向上にはつながらないと思うのです。つまり、これまで自給率や政策ということばかりが中心になって、根本的な問題の解決を目指していないことはやはり問題だと思います。

それから、安全について。各省の方がお見えになっていますので、ちょっとお願いをしたいのです。食品安全委員会の科学的評価と、行政庁の安全についての判断をちゃんと分けてやっていただきたい。食品安全委員会が科学的に安全とか安全でないという議論をするから今回のBSEの扱いのようになってしまうのだと思います。私は当事者として申し上げますが、科学者は科学的に分析し、それに基づいて役所が判断決定をするという基本の仕組みが機能していればもう少し早く結論が出たはずなのに何で2年もかかったのか、やはり納得できないのです。私は早く牛肉を輸入しようと言っているのではないので、誤解のないようお願いしたいのですが、安全なのかどうかの判断をきちんとして、結論を早く出すということが、今の時代には求められているのだと思います。

このことを是非ご確認いただきたい。

それからもう一つは、食品安全委員会の担当なのかわかりませんが、カドミウム、P C B、ダイオキシン、あえて言えば抗生物質、あるいは野菜の農薬使用量の問題も、もっと抜本的に取り組み、場合によっては見直すことも必要だと思います。例えばキャベツには30数回の農薬をかけるというテレビ放映が出ましたが、それがいいのか悪いのか、正しいのか正しくないのかははっきりしない。濃度や回数の基準値が設定されていても、絶対量の規制がないということで本当に構わないのでしょうか。

抗生物質の使用量についても国の問題としての検討が必要ではないのでしょうか。現在、農業に使われる抗生物質が年間1,200トンだそうです。人間へは投薬が400トン、病院で100トン、全部で500トンです。そうすると日本の人口1億3,000万人に使うのが500トンで、そのほかの農畜水産物フルーツも含めて千数百トン使っているという現実に対する是非、抗生物質をそれだけ使っていていいのかどうか、安全の確認という意味でどこかできちんとすることが絶対必要です。これは安全・安心の問題で申し上げているのですが、私は以前から、安全と安心という言葉に分けて欲しい、安心なんて国がやるべきことではなく、安全の確保をして欲しいと主張してきました。安全基準をつくるならそのことにもっと時間をかけてきちんとやっていただきたいのです。

最後に、先ほどスローフードとファーストフードの話がありましたので、業界の立場で申し上げます。スローフードという言葉がファーストフードの反対語のように使われることが多いようですが、定義としては違います。お使いになる場合には、言葉や運動の成り立ちと歴史、その意味も含めて、きちんと書いていただかないと、誤解された言葉として流れてしまいそうなので、これはよろしくお願いします。

まだありますが、長くなるので、とりあえずこのあたりで切らせていただきます。

○上原部会長 食品安全委員会、答えられるところだけでも答えをお願いします。

○佐竹総務課長補佐（内閣府食品安全委員会） B S E のリスク評価の関係で、非常に時間がかかったということに対してということですが、食品安全委員会は科学的評価をきちんとしていくというのが使命でございます。それでただ、このB S Eの問題につきましても、ご理解いただきたいのは、1つはまずB S Eについてなかなか不明なところが非常に多いということと、それともう一つは、特に米国、カナダとの比較というふうなことがございましたので、その辺のデータの収集にある程度時間がかからざるを得ないということ、それとやはり基本はあくまで科学的知見を持ちまして、その審議を尽くす

ということ、それがまた国民の信頼を得るということでございますので、そういったところでプリオン専門調査会の専門委員の先生方、一生懸命やっただいて、こういった形で、今回評価案ができたということでございますので、何とぞご理解いただければと思います。

それともう一点、お話にありました薬剤耐性菌の問題ですとかカドミの問題でございます。

薬剤耐性菌の問題につきましては、厚生労働省、農林水産省等から評価依頼が来ておりました、その薬剤耐性菌の評価の考え方というのを整理したところでございますし、カドミの問題につきましても、今後また評価を行っていきますので、そういった科学的な評価というのは着実に実施しているという状況でございます。

以上です。

○上原部会長　　どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。お願いします。

○高橋消費・安全局審議官　消費・安全局でございますが、横川委員のお話のお答えで、今委員会の方からお話ございまして、つけ加えさせていただきますと、分析は科学者で、結論は役所、行政がと、こういうお話がございましたが、今の食品安全にかかわる国の行政、まさにおっしゃるとおりになっています。科学的な分析をやって、リスクの評価は食品安全委員会がやると。実際に、BSEもそうですけれども、どういう具体的な措置をとるかは厚生労働省と農林水産省で決定する、そういうことになっています。

時間がかかるじゃないかと、今実際にBSEのリスクミを全国でやっていますし、そういう話は出ていますけれども、それは今食品安全委員会からの話があったように、分析に時間がかかった。データはそれから日本に比べて圧倒的に少ない、これは紛れもない事実です。そこはひとつご理解いただきたいんで、時間がかかったということのみをもってどうこうというのは、お気持ちはよくわかりますけれども、そこは例えば全頭検査をやっていけば、日本は実際にBSEがどれだけあるのかわかっています。それに対して、サンプリングの数が圧倒的に少ないような国のそのデータをどういう評価するかに、これ当然時間がかかるわけですから、そこをちょっとご理解いただかないと、ただ時間がかかっているというだけでは、ちょっと誤解を招きやすいようなお話になっています。

それから、国は安全だけで安心は国がやるべきことじゃないというお話ですが、確かに安全行政はまさに国の責任です。安心するかどうかは確かにこれは消費者の問題ですけれ

ども、安全に関する情報を、あるいは消費者向けに安全情報以外の、例えばJASの関係あります、原料原産地の表示もございしますが、その食料品にかかわる情報を消費者に伝達をして、選択に資するということがあります。その結果、生まれてくる安心感あるいは信頼というのは、それは消費者自身の問題ですけれども、そういったものを醸成するための情報伝達というのは国の役割ですから、私は今言っている安心とか信頼の問題というのは、そういった情報伝達にかかわる問題だというのは、ひとつご理解いただきたいと思います。

○横川専門委員　すみません。反論するわけではありませんがあえて申し上げますと、BSEの危険度は2年前と変わっていないはずです。

危険部位を外せば安全だということは、厚労省も農水省も言っていた。それが途中から全頭検査という手法を入れた。私は、あれは安全対策ではなくて安心対策だと思いますが、あの時に「全頭検査をしているから安全」としたことが、消費者には「全頭検査をしないと安全でない」と誤解した解釈をされてしまったことによって、なかなか解決がしにくくなったのではないかと思うのです。

新聞の報道が正しいかどうかわかりませんが、全頭検査をする場合としない場合の、日本人が変異型ヤコブ病にかかる危険性の差は0.001という記事がありました。この数字が正しいなら、そしてそれが安心のための対策ならば、私は外食の代表ですので、外食業界で倒産した企業もいっぱい出てきている中で、国は国民の安全と産業界の健全な事業運営をどうするのか、バランスを含めて一緒に考えていただきたい。国民と産業界なくしては国が成り立たないわけですから、その点の理解も含めて、ぜひよろしく願いしたいと思います。

○上原部会長　それでは、環境政策課の方から堆肥問題でちょっとお願いしたいと思います。

○藤本環境政策課長　環境政策課長でございます。

食品廃棄物等の越境移動についてご意見承ったわけでございますけれども、現状から申し上げますと、実はその廃掃法で、例えば一廃と産廃で、越境移動の範囲が違うとか、それから許認可権限が県と、それから市町村で違うとかと、色々な面がありまして、なかなか難しいことは承知をしております。実際に、あちこちから産廃と一廃の処理について、こういうことをしたいのだけれども、できないじゃないかというようなご意見も伺っております。

例えば、東京から埼玉がという話がございましたけれども、実は農水省の食堂のごみは

銚子まで運んでおりまして、堆肥化をしております。そこで農家に使っていただいております。したがって、食り法のおろすところでの許可の権限を軽くしてもらえると色々ありますけれども、今の廃掃法でも実はできないわけではありません。結構、面倒であるということははっきりわかっております。

したがって、私は実はバイオマスの担当をしておりますので、例えばその県境を越えて動くような場合、そういう収集システムを合わせてつくるような、実はそういう補助事業を農林水産省に要求させていただいているところがございますので、バイオマスで利用する堆肥として、またメタン発酵として利用する、こういった場合に一生懸命やるということは、環境省も含めまして、今1府6省のバイオマスの担当でそういう話をしておりますので、政府全体として本気でやっているということは、お伝え申し上げたいと思います。

ただ、一方で例えば青森、岩手の不法投棄問題であるとか、そういった廃掃法を緩めるということが、逆に言いますと、そういう不逞なことを考える輩が増えるということにも実は直結するということに、環境省は非常に心配をしているところです。青森、岩手の不法投棄問題で、実はあれはバイオマスだと言って、木くずを積んだところから始まっておりますので、そういったことにも注意しながら、うまくいくように進めていきたいというのが私の気持ちでございます。

○上原部会長　はい、どうもありがとうございます。

それでは、中村委員、簡単をお願いします。

○中村委員　2点、1つは国交省の課長さん。今日お見えになっておりますので、今、国交省で国土計画の話が1つ議論されておりますのと、中心市街地活性化の問題で議論をされております。これはお互いに土地問題、それから農地問題が絡むところもございまして、検討中でありまして、よく連携をとっていただきたいということと、それからそれが来年度の施策にそれぞれ制度として出てくるとするならば、食料・農業・農村基本計画の趣旨を盛り込んでやっていただきたいというのが1点。

それから、これは白書、動向編の方にかかわりますけれども、せっかく先般出ました経営所得安定対策等大綱が、産業政策としての担い手対策とあわせて地域政策がはっきり出てきましたので、この点はかなり強調して、農業者にも一般国民にもわかるように意識をして取りまとめさせていただきたいということでございます。

○上原部会長　どうもありがとうございました。

○マクドナルド専門委員　もう一つ質問です。環境省が、どうしてここに出席してこないのですか。

○上原部会長　今日議論しているのは、農業の施策に関するところで議論していますので、環境省はこの施策にかかわっていないということです。

○マクドナルド専門委員　いや、なぜそれを言ったかという、例えば文部科学省もいって、グリーンツーリズムとか農村における何とか学校とか色々やったりはしているんですけども、環境省の方でもエコツーリズムという科目の下で、本当にダブったような活動をしたりしているので、それはどうして皆さんのあれが一緒になってこないのか。

地球温暖化とか気象現象が、どのように農業現場に影響を与えていっているのか、そういうところでお互いの実際やっている活動がここであらわれたら、面白いんじゃないかなと思いました。

○斎藤情報課長　特段他意はございません。また出てきていただくときには出てきていただいて、今回も各省にも来てもらっていますし、もともとこういうものをつくるときは各省と連携して整合性を取るとともに連携して対応しています。また何か環境省の何かを知りたいことがあれば、ここへ出てきてもらうなり、あるいは直接私のところに言ってもらえば繋ぐなりの対応をします。

○マクドナルド専門委員　無駄な時間を使って失礼しました。

○上原部会長　簡単に、お願いします。

伊藤委員。

○伊藤委員　簡単に申し上げます。

私、20代、30代の500人ぐらいの起業家のネットワークに關与しているんですけども、これは結構情報系の産業をやっている人たちが多いんですね。この人たちは食料自給率が低いと、なぜいけないのかという基本的なことが理解できていなくて、食料自給率が低いんだったら、工場でつくればいいじゃないかと、露地栽培とか農業が必要な理由というのが全くわからないんですね。

今回、この施策の前段として、なぜ食料自給率が低いと困ってしまうのかということをごひ入れていただきたいというのが1つ。

それから2番目に、先ほど厚生労働省のご担当者様から、色々なパンフレットの作成というお話が出ておりましたが、このパンフレットというのは、色々な形で色々な省庁がたくさんつくられているんですけども、非常に手元まで届くケースが少ないので、配布と

か、それから実際どういった内容にするのかとか、それからつくっている制作会社がもう既に決まっているようなところにつくるのではなくて、つくる段階から参画できるようなものにするとかというようなプランを考えていただけるといいなと思いました。

それから3番目は、地域ブランドとかノーブランドに関する支援とか施策が随分あると思うんですが、こういったものの成果を発表するとか、それから農業をビジネスにするという考え方ということで、もうちょっとトータル的に包括的にとらえたものがどこかに欲しいと。

これはビジネスとして考えますと、マーケティングから商品開発、販促、営業、流通と、ここまで1つそろってビジネスになるんですけども、今の農業というのを見ると、野菜をつくるだけというところについて、余りにもフォーカスされ過ぎているのではないかと思います。

それに伴って4番目、地産地消という施策が今回ありますが、この中で非常に不思議なのが、食の流通とか販売についての農家さん自身が自立するためにどういうふうに販売をしているのか、どういうふうに流通させているのかということが、非常に手薄な感じがします。

そこで、今オンラインショップなどで実際に農家さんが自分でつくったものを売りたいという動きも出ている中で、例えばネットワークの環境整備ということなどで言えば、きょうはいらっしゃっていませんけれども、総務省などの力も必要なのかもしれないし、経済産業省などで、例えばシステムだけではなくて、アプリケーションソフトの開発支援というようなものも必要になるかと思います。

これまでの経済産業省で色々つくられているソフトというのは、余り農業の現場に即したものだというよりは、システム側からつくられたトレーサビリティシステムであるとか流通システムというものはたくさん出ていると思うんですけども、その部分ではもうちょっと現場的なものの意見も吸い上げられるような提携ができたらいいと思います。

○上原部会長　はい、どうもありがとうございました。

○斎藤情報課長　今、色々ありましたけれども、自給率の話は、やはり今回の白書の非常に大事なポイントです。そもそも白書というのは国民の皆さんに食と農の現状を十分にわかってもらう必要があります。1億3,000万の国民の皆さん全員にわかっていただくのが必要ですから、ちゃんとわかるようなものにしていきたいと思います。こうした観点で自給率のところは記述に特に気をつけたいと思います。

あと、地域ブランド関係ですね。ビジネス関係は非常に大事な概念だということで、農水省も力を入れておりますので、野菜に限らず、そういう地域ブランドづくりという点には力点を置いて記述をしていきたいと思えます。

あと、先ほどのオンラインの話ですね。経産省、総務省あるいは国交省、厚労省とか、色々連携をしております。ユビキタスでネットワークをつくるということで、具体的に実験事業等も連携させていただいています。特に現在、東大工学部の坂村先生と具体的にお話をしながら各省連携して農産物を付加価値高く最終消費まで最適な流通システムで送るにはどうしたらいいかということなども検討をしておりますが、ここでは特に流通の効率化というのが大事なポイントとなっております。

この中で、もちろん途中で商業者といえますか、事業者が入る場合、卸売市場が入る場合もありますけれども、ダイレクトに行われる場合も、色々な多様なケースが出てくると思えますが、そういうことを十分考慮しながら、色々記述していきたいと思えます。

○上原部会長 はい、どうぞ。

じゃあ、生源寺委員お願いします。

○生源寺委員 時間がないようですので、本当に簡単に申し上げます。

背景なり多少ありますけれども、もし必要であれば書面で出します。

食料の問題につきましては、カロリーベースと生産額ベースの自給率の双方を目標にしたということもありますので、その違いなりその開きが出てきていることについて、丁寧に説明なり解説していただくことが必要かと思えます。

2番目に、農業ですけれども、農協の改革の問題について、これも色々ございますけれども、農協組織自身がこれまでも改革の目標なり、そういったことを立てておられるわけでありまして、それがどうなっているかという、こういう切り口があるのかなということがございます。

3番目に、農村ですけれども、多様な資源や人材等の連携・活用に取り組むことにより、地域経済の活性化につなげていくという、こういう文言がございます。もう少し、分析的にこれは考える必要があるだろうと。

以上です。

○上原部会長 どうもありがとうございました。

駒谷委員。

○駒谷委員 時間がないので簡略にしますけれども、今生源寺先生の話した中にもあり

ましたけれども、私も農協改革についてこのままで進むとは思わないんですね。ですから、1つには独禁法を拡大解釈をして、そして多様な流通を阻害しているという部分も多々あるので、その辺もきちっとやってほしいなというふうに考えています。

○上原部会長　　どうぞ。

○山崎委員　　この会の資料説明というのは、余りなくてもいいんじゃないか。事前に配られますし、何かここに書いている以上のことが出てきているようにも思えないので、議論に、もうちょっと時間を使った方がいいんじゃないか。最後に、ちょっと私の意見です。

○上原部会長　　わかりました。これは検討してよい方向に進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

どうぞ。

○斎藤情報課長　　時間がございませんが、生源寺先生のご指摘の自給率、とりわけ生産額ベースとカロリーベースの両方について、十分に分析して、その上でどう記述するかはまた先生とも相談しながら、各委員の皆さんとも相談しながら対応したいと思います。

農協改革についてどこまで記述できるかどうかについては、原局と相談しながら対応します。

多様な資源や人材の連携活用、地域経済におけるこの分野についての分析を深める点については、確かに先生が意図されることはよくわかりますので、どういうふうにかけるかも含めて、先生ともあるいは座長とも相談しながら記述していきたい。

あと説明について、事前に説明を十分するという意見も委員の方からいただいたもので、よくわからないというのがありましたのでやや詳しくしましたけれども、次回からは、簡単にしたいと思います。

○上原部会長　　どうもありがとうございました。

色々なご意見が出ましたけれども、これを踏まえて、施策編をつくるということで、きょうの審議はこれで終わりたいと思いますが、事務局の方からこれからのスケジュールについてお願いします。

○斎藤情報課長　　本日のいただいたご意見を踏まえて施策、動向案を作成して、次回の施策部会でご審議をいただきたいと思います。

時期としては、例年同様、来年3月ごろ、取りまとめがありますので、そこまでにぎりぎり国際交渉とか大きく動いておりますので。あと中村委員のおっしゃった経営安定対策の動きも新しく動いておりますので、記述していきたいと思います。

その間に、もちろん役所はオープンしていますので、どんなことでも意見を言っていたら、適切に対応したいと思います。必要に応じレクにも行きたいと考えています。

したがって、3月にはなりますけれども、その間もずっと皆様とはコミュニケーションしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

あと、3月の日程につきましては、委員の日程をお聞きして調整をします。日程が固まり次第、速やかに委員にご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○上原部会長　それでは、次回の施策部会の報告を楽しみに待つようにして、この会合を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

——了——